



市・県民税の申告相談日程

新庁舎改築工事に伴い、申告会場が酒田勤労者福祉センター(緑町)に変わります。申告期間中は、市役所本庁舎での申告相談は行いません。

【酒田勤労者福祉センター】日時/2月26日(金)~3月15日(火)の午前9時~午後4時▶申告会場臨時電話/26-2688

【八幡・松山・平田総合支所】本紙折り込みチラシをご覧ください

- ◆申告相談の受け付けは月曜~金曜日のみです。
- ◆3月6日(日)は午前9時~午後3時に酒田勤労者福祉センターで申告を受け付けています。
- ◆酒田勤労者福祉センター、各総合支所での申告相談は、地区別に申告相談の指定日を設けています。市役所から市・県民税の申告書が送付された方は、指定日に申告会場へおいでください。
- ◆詳しい日程は、市ホームページをご覧ください。

市・県民税の申告に必要なもの

- ①印鑑(認め印可)
- ②所得計算の資料となるもの/給与や年金の源泉徴収票、報酬などの支払調書、帳簿、收支内訳書、領収書、請求書など
- ③所得控除計算の資料となるもの/医療費、社会保険料(国民年金など)、生命保険料(個人年金保険料・介護医療保険料も含む)、地震保険料、小規模企業共済などの掛け金の支払証明書や領収書、身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳など
- ◆②と③については、平成27年中に受け取りや支払いのあったものが対象となります。証明書などがないと控除を受けられない場合がありますので、忘れずに持参してください。
- ◆障害者手帳などを持っていない方でも、65歳以上の方で要介護認定を受け、障害者控除対象者認定書があれば、障害者控除を受けることができます。障害者控除対象者認定書の交付については、市福祉課地域福祉係 ☎26-5731へ問い合わせてください。
- ◆おむつ代を医療費控除として申告する場合、おむつ使用証明書が必要です。1年目は、主治医によるおむつ使用証明書が必要です。2年目以降の発行については、市福祉課地域福祉係に問い合わせてください。

混雑緩和のため、ご協力をお願いします

毎年、申告会場は午前中を中心に大変混雑します。申告を円滑に進めるため、次のことにご協力ください。

【收支内訳書の記入】

営業・農業・不動産所得のある方は、申告の際に収

支内訳書の提出が必要です。帳簿などを整理して收支内訳書に記入の上、申告会場へおいでください。

【医療費の支払額の集計】

医療費控除を受けようとする方は、領収書などを整理し、合計額を集計・検算の上、申告会場へおいでください。

郵送でも申告を受け付けます

【手順】

- ①所得・所得控除計算の資料となるものを用意
- ②申告書・收支内訳書に必要な事項(氏名、住所、電話番号、所得・控除内容など)を記入し押印
- ③①と②を封筒に入れて〒998-8540(住所不要)酒田市税務課市民税係まで郵送

◆郵送による申告は、3月15日(火)(消印有効)までです。内容について電話で確認する場合がありますので、電話番号を必ず記入してください。

公的年金が400万円以下の方の申告について

平成23年分の確定申告から公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ「公的年金等に係る雑所得」以外の所得(営業所得・農業所得・不動産所得等)の金額が20万円以下である場合には確定申告が不要になりました。ただし社会保険料などの各種所得控除を申告すると、市・県民税が減額になる場合があります。各種所得控除を追加する場合は市・県民税の申告をしてください。公的年金等に係る雑所得以外に20万円以下の所得がある場合も市・県民税の申告が必要です。なお所得税の還付を受ける場合は、税務署へ確定申告書の提出が必要です。

市・県民税の税制改正について

ふるさと納税による寄附金税額控除の限度額などが変わります。詳しくは本紙1月16日号または市ホームページをご覧ください。

酒田税務署からのお知らせ

【平成27年分の確定申告書の提出期限および確定申告に係る納期限】

所得税、復興特別所得税および贈与税/3月15日(火)

個人事業者の消費税および地方消費税/3月31日(木)

【口座振替利用の方の振替納付日】

所得税/4月20日(水)

個人事業者の消費税および地方消費税/4月25日(月)

【酒田税務署申告会場開設日】2月10日(水)~3月15日(火)

◆詳しくは酒田税務署へ問い合わせてください。

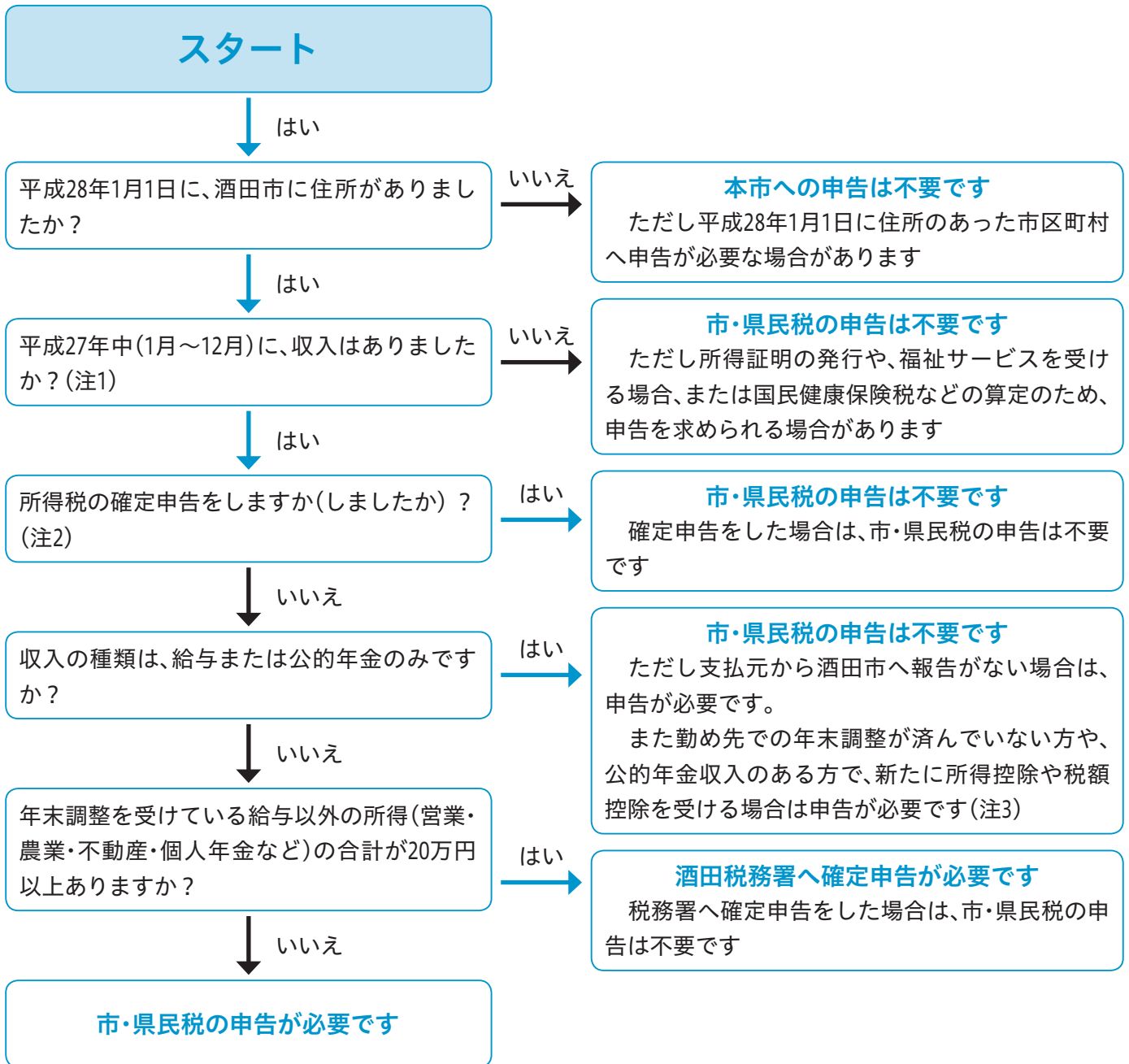


市・県民税の申告相談が始まります

●お問い合わせ／市税務課市民税係 ☎26-5712～5714 酒田税務署 ☎33-1450

申告が必要な方

矢印に従って進むと申告が必要かどうか、必要な場合は市役所と税務署のどちらへ申告するのかがわかります。



(注1) 失業等給付、労災保険給付、障害年金および遺族年金は課税対象の収入となりません。

(注2) 次の方は確定申告をする必要があります。詳しくは酒田税務署へお問い合わせください。

- 所得金額が所得控除額を超え、所得税を納税しなければならない方
- 青色申告者
- 土地や建物を売った方
- 新たに住宅借入金等特別控除を受ける方

(注3) 給与を2か所以上からもらっている方で、年末調整を受けていない給与収入が20万円を超える方は確定申告が必要です。